内容	単位数	算定/非算定	
<訪問看護費>			
20分未満	314単位	算定(○)	
30分未満	471単位	0	
30分以上1時間未満	823単位	0	
1時間以上1時間30分未満	1,128単位	0	
理学療法士等による訪問の場合	294単位	0	
<訪問看護費の加算・減算>			
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100	非算定(×)	
業務継続計画未策定減算	-1/100	非算定(×)	
緊急訪問看護加算(Ⅰ)	600単位/月	0	
専門管理加算	250単位/月	×	
ターミナルケア加算	2500単位	0	
遠隔死亡診断補助加算	150単位	×	
療法士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている	-8単位/回	該当(◎)	
初回加算(Ⅰ)	350単位/月	0	
初回加算(Ⅱ)	300単位/月	0	
口腔連携強化加算	50単位/回	0	

内容	単位数	算定/非算定	
<予防訪問看護費>			
20分未満	303単位	算定(○)	
30分未満	451単位	0	
30分以上1時間未満	794単位	0	
1時間以上1時間30分未満	1,090単位	0	
理学療法士等による訪問の場合	284単位	0	
<予防訪問看護費の加算・減算>			
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100	非算定(×)	
業務継続計画未策定減算	-1/100	非算定(×)	
緊急訪問看護加算(I)	600単位/月	0	
専門管理加算	250単位/月	×	
ターミナルケア加算	2500単位	0	
遠隔死亡診断補助加算	150単位	×	
※1)療法士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えてい	-8単位/回	該当(◎)	
※2)起算月から12月を超えて行った場合	-5単位/回	非該当(×)	
※1)かつ※2)の場合	-23単位/回	該当(◎)	
初回加算(Ⅰ)	350単位/月	0	
初回加算(Ⅱ)	300単位/月	0	
口腔連携強化加算	50単位/回	O	